

委員質問・意見等

第 119 回定例会後 (5 月 14 日) 受付分

● 東京電力 に対する 質問

4. 18 東電は 安田層の堆積年代に関する調査報告書 本文と概要版を公表し、5. 08の地域の会で説明した。5. 09の定例所長会見で、6. 04と6. 06に説明会を行なうとしている。

1. 層序図 (報告書 81 頁)

第四紀は、258 万 8000 年前から現在までの期間である。

報告では、不動沢火山灰 FUP(200 万) が西山層中に存在するとしながら、西山層は新第三紀としている。

東電は、第四紀と新第三紀の境界を何時にしているのか。

学会決定事項 教科書表示と異なる何年を説明なく主張する理由は何か。

層序図の誤りを訂正するか。

2. 安田層 A4 部位層と大湊砂層の関係は整合なのか不整合なのか (概要版 21 頁)

東電は、従前には安田層 A4 部位層と大湊砂層の関係を整合としていたが、今回報告では不整合としている。

柏崎平野周辺では安田層と大湊砂層(番神砂層)が整合で堆積している露頭が無数にある。

東電は何を根拠に今回の報告で、不整合としたのか。

以前の報告では何を根拠に、整合としたのか。

3. 敷地内の番神砂層を切る断層の存在(過去の設置許可申請書)に対する質問

設置許可申請書には多数の古砂丘(番神砂層)と安田層、西山層を貫く断層が表示されている(旧青山農場、1号炉北東部、敷地中央、旧大湊、大湊等)。

これら断層の調査は群列ボーリング調査による評価のようだが、それぞれの詳細調査結果はどこにあるのか。公開するのか。

4. 中位段丘は MIS5、高位段丘は MIS7 の堆積、MIS7 の段丘は赤色化との過去の常識との矛盾

一般的に隆起地域の段丘は中位段丘が MIS5、高位段丘は MIS7 の堆積で、MIS7 の段丘は赤色化しているとされていると理解する。柏崎地域でもそのことが確認されてきた。

5. 阿多鳥浜 (Ata-Th) の存在標高に関する事項

東電は阿多鳥浜 (Ata-Th) はほぼ水平に堆積しているので地殻構造運動はない旨の説明をしている。

敷地北側では⑤④③⑧②⑦で確認されたとしているが、全体が東傾斜の中で⑧は 2 m 程沈んでいることが読み取れる。

敷地内の G7, G18, G16 では、G18 は G7, G16 に比較し 2 m 程高い。その勾配は G7~G18 で 1/40、G18~G16 で 1/20 程度となる。

阿多鳥浜が凸凹であることは地殻変動を示していないのか。

6. 褶曲運動に関すること

東電は、概要版 23 頁 まとめ で「②柏崎平野周辺における活発な褶曲域は、陸域では西から東へ、海域では東から西へ移動しており、約 1.5Ma (150 万年前) 以降敷地近傍における活発な褶曲活動は認められない」としている。国土地理院は 2007 新潟県中越沖地震で小木ノ城背斜が成長したことを報告し、東電もそれを引用している。東電主張と小木ノ城背斜成長の事実は矛盾しないか。活発な褶曲活動の定義は何か。

7. 歪み集中帯調査結果の評価に関する事項

2010 年度の歪み集中帯調査では、東山～三島測線の地下探査が行なわれ、真殿坂断層の位置（東電の設置許可申請書では真殿坂断層が出雲崎町まで至るとされている）が、中越沖地震の南東傾斜の震源断層から枝分かれした断層であること、それがフラットになり長岡平野西縁断層に連なること。東西圧縮で小木ノ城背斜が成長したことが報告された。昨秋のこの質問に対し、真殿坂断層と異なる旨の回答があったが、申請書と矛盾している。

歪み集中帯調査の断層位置は設置許可申請書の真殿坂断層の位置としか読み取れないがそれでよいか。

2007 新潟県中越沖地震時の小木ノ城背斜の成長の事実は認めるのか、否定するのか。

認めながら褶曲運動はないとするならその根拠は何か。

● 規制委員会 に対する 質問

4. 18 に東京電力は、昨年 8. 10、8. 24 の意見聴取会等での質問に対する回答として 安田層調査報告を公表し、5. 08 の地域の会で概略説明した。今後は一方的に説明会を開催するという。

報告書の内容は、過去の定説や常識と大きくかけ離れたものであると考える。また、意見聴取会で話題となった事項の回答も見当たらない。そこで質問する。

1. 今後の審議計画

規制委員会は 4. 18 東電報告をどのように取り扱うのか。今後の審議計画を示されたい。

2. 事業者の姿勢に関すること 独善的主張を改めさせる必要はないのか

学会の決定事項である年代区分と異なる層序図や段丘に対する常識を否定する主張を、事業者が一方的に行なうことは、社会に混乱を招く行為だと考える。規制委員会として事業者を指導しなくて良いのか。

3. 報告内容に対すること

・地質学会の年代区分と東電の年代区分の相違

・東電の過去の主張との矛盾（例えば安田層 A4 部位層と大湊砂層の関係を整合としていたが、今回報告では不整合としていること）。

・意見聴取会で話題となった例（例えば寺尾断層問題 8. 24 の岡村行信質問（議事録 20 頁）の回答は見当たらない。

・規制の虜と批判された過去の国の審査では、数々の誤りがあった。例えば敦賀原発の浦底断層の群列ボーリングによる作図例で浦底断層の活動を否定した手法が「犯罪行為」と批判されたこと等（審査の手引き委員会）

東京電力は、この手法と同様の手法で敷地内の古砂丘を切る断層の調査を実施しているが、その後再調査したと聞いたことがない。

・その他、段丘に対する基本事項・常識事項と東電主張の矛盾等

一般的に隆起地域の段丘は中位段丘が MIS5、高位段丘は MIS7 の堆積で、MIS7 の段丘は赤色化しているとされ、柏崎地域でもそのことが確認されてきたと理解する。ていると理解する。しかし、東電は赤色化していない中位段丘堆積物を MIS7 の堆積だと主張。

これらの事項をどのように取り扱うのか。

4. 審査手順（手続き）に関すること

事業者調査を審査するだけで良いのか。事業者は建設や運転継続のために調査する。そのために不都合な事実は隠される。

規制委員会の審査に、住民からの指摘を聞く場が必要でないのか。

● 資源エネルギー庁 に対する 質問

5月8日定例会資料によれば、「世界最高水準の安全性を実現するための仕組み」というタイトルになっている。(P-18)

ところが、今回、阿部首相の外国訪問時に、「既に最高水準の原発を輸出する調印を行った・・・」と公言している。どうして、安全が確立されていると思わないが、政府内に矛盾があるのではないか？

● 新潟県 に対する 質問

スピーディの使用は、3. 11でその重要性が認識され、防災上、絶対に必要だと思っている。しかし、国は消極的（使わないという）であることから、防災計画上、極めて問題だと考える。

原子力規制委員会への要望の中に、「住民避難等の防護対策に活用し・・・」（5月8日定例会資料）とある。新潟県としてのスタンスは、「スピーディを使用すべき」という立場であると思うが、いかがか？